



会 議：国際海事機関（IMO）第6回船舶設備小委員会（SSE6）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2019年3月4日～8日

参加国：国および地域：69、政府間機構：1、国際機関：26

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

宮崎 恵子：知識・データシステム系副系長

木村 新太：海洋リスク評価系リスク解析研究グループ主任研究員

概要：船舶設備（SSE）小委員会は、

- 救命設備の機能要件及び期待性能を含む代替設計・配置に係る指針の改正案に合意した。
- 旅客船のRo-Ro区域及び特殊分類区域における火災安全のための暫定指針案に合意した。
- 極海域を航行する船舶の救命設備に関する暫定指針案に合意した。

主な貢献

太田は、議長を務めた。

宮崎は、救命設備に係る各種議題の審議を担当し、これら議題に係る作業部会にも参画し、審議に貢献した。

木村は、火災安全に係る各種議題の審議を担当し、これら議題に係る作業部会にも参画し、審議に貢献した。



太田



宮崎



木村

海上技術安全研究所からの出席者



主な審議結果

主な審議結果は以下の通りである。記載の無い事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 SOLAS 条約附属書第 II -1 章及び第 III 章のための代替設計・配置に関する指針の安全目標及び性能要件（議題 3 関係）

SOLAS 条約附属書第 II-1 章（C 部、D 部、E 部）及び第 III 章では、それぞれ船舶の機関・電気設備及び救命設備を設計・配置する際に、その設備が規則の目的を達成することができれば、明文化された規則通りでなくても、設計・配置できるとしている。この代替設計及び配置のための指針は MSC.1/Circ.1212 として既に発行されている。しかし、これらの設備がどのような機能要件及び期待性能を満足すればよいのかは、これまで明確ではなかった。

小委員会では、これら設備のうち、救命設備の機能要件に関する議論を 10 年以上重ねてきた。我が国も、機能要件の明確化や現行の規則と機能要件とのギャップ分析の結果等を文書として提出し、この議論に貢献してきた。こうした小委員会の議論を経て、MSC.1/Circ.1212 の補足資料として、救命設備の機能要件と期待性能を明確化することとなった。

今次会合では、通信グループ（CG）が作成した SOLAS 条約附属書第 III 章の機能要件と期待性能の案について、救命設備作業部会を設置して詳細に審議し、作業部会により MSC.1/Circ.1212 の改正案が作成され、小委員会はこの案に合意した。この指針の改正案は、本年 6 月に開催される第 101 回海上安全委員会（MSC 101）に提出され、承認される予定である。今後小委員会は、SOLAS 条約附属書第 II-1 章の機能要件の明確化に取り組む予定である。

2 極海域を航行する船舶のための極海コード（Polar Code）に付随した作業（議題 5 関係）

小委員会では、極海コードが採択されたことを受け、極海域を航行する船舶が備える救命設備の要件を示すことが急務となっていた。我が国は、極海コードが明示する各種の危険性が、既存の救命設備に及ぼす影響項目について調査した結果を文書として提出するなど、この議論に貢献してきた。小委員会は前回会合において CG に、極海域を航行する船舶のための救命設備及び配置に関する暫定指針案の作成を附託し、我が国も CG に参加し、審議を進めた。

今次会合においては、救命設備作業部会が CG の報告を詳細に審議し、上記暫定指針案を作成し、小委員会はこの案に合意した。この暫定指針案は、MSC 101 に提出され、承認される予定である。今後は救助されるまでに要する時間の最大値の推定方法及び極海船舶用救命設備の試験方法等について審議する予定である。

3 新造及び既存の旅客船の Ro-Ro 区域及び特殊分類区域における火災事故を最小化するための SOLAS 条約附属書第 II-2 章及び関連するコードの見直し（議題 6 関係）

旅客船の Ro-Ro 区域においては、窒息事故の危険性を考慮して炭酸ガス消火設備は禁止されており、水系の消火設備が設置されている。近年、旅客船の Ro-Ro 区域における自動車火災、特に危険物車両や大型のバッテリーを積載した自動車の火災の際に、消火に奏功しない事例が複数あった。こうした事故を契機とする欧州からの提案に基づき、海上安全委員会は第 97 回会合（MSC 97：2016 年 11 月）において、SOLAS 条約附属書第 II-2 章等における旅客船の Ro-Ro 区域に係る安全要件を見直す新規作業計画に合意し、SSE 小委員会は前々回会合より審議を開始した。前回会合における審議の結果、我が国提案をベースにして更なる検討を進めることに合意し、国



土交通省海事局安全政策課浦野靖弘氏をコーディネータとするCGが設置され、引き続き旅客船のRo-Ro区域に係る火災事故を最小化するための暫定指針について審議が行われた。

今次会合において小委員会は、CGの報告を受けて、防火に関する作業部会（防火作業部会）を設置し、暫定指針について審議した。防火作業部会は、CGにおいて作成された暫定指針案に基づき、項目の整理、統合、文言の修正等を行い、旅客船のRo-Ro区域及び特殊分類区域における火災安全のための暫定指針案を作成し、小委員会はこの案に合意した。この暫定指針案は、MSC 101に提出され、承認される予定である。今後は、同暫定指針案を運用した経験と、欧州において実施されているRo-Ro旅客船の火災安全に関するFSA評価FIRESAFE IIの結果をふまえて、SOLAS条約附属書第II-2章の改正案等について審議する予定である。

4 液化ガス運搬船用固定式ドライケミカル粉末消火設備の承認のための指針の改正（議題7関係）

国際ガスカリヤ（IGC）コードにより、液化ガス運搬船は固定式ドライケミカル粉末消火装置を備えることが義務付けられており、この装置の承認のための指針は、MSC.1/Circ.1315として回章されている。海上安全委員会はその第98回会合（MSC 98：2017年6月）において、韓国の提案に基づき、MSC.1/Circ.1315の改正を新規作業計画として承認し、SSE小委員会は、前回会合（SSE 5：2018年3月）から審議を開始した。同会合では改正案の合意に至らず、引き続き、国土交通省海事局安全政策課浦野靖弘氏をコーディネータとするCGによる審議が行われた。

今次会合において我が国は、CGの報告に加えて、消火設備が考慮すべき火災シナリオに関するコメント文書を提出し、小委員会は、防火作業部会で審議することにした。防火作業部会は、上述のRo-Ro区画の火災安全に係る審議も要請されていることから、作業の進捗を考慮してECをコーディネータとする小グループにより、ECが作成した同指針の改正案に基づき審議を進めた。しかしながら、同指針の改正案において要求される閾値の合意には至らず、また要求される試験方法はその手順が確立されていないものを含むことから、同改正案の作成には至らなかった。そのため小委員会は、米国をコーディネータとするCGを設置し、引き続き審議することにした。

5 来年の議長選挙

太田は、小委員会の議長として6年目を迎え、IMOの規定により来年の議長には他者を選出しなければならないため、来年の議長には、現在副議長を務めているトルコのUmut Senturk氏が選出された。また副議長には、ロシアのSergey Tolmachev氏が選出された。

6 次回会合

次回のSSE小委員会（SSE 7）は、2020年3月2日から6日まで、ロンドンのIMO本部で開催される予定である。

以上